

令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、町会が行う集会所の設置等事業を促進し、もって地域住民の自治意識の向上及びコミュニティ活動を推進するために、令和8年度予算の範囲内において、弘前市町会集会所設置等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 集会所 次に掲げる要件を全て満たすもの（集会所と併設する屯所その他の施設と共用で使用する部分（以下「共用部分」という。）を含む。）をいう。

ア 町会（複数の町会で構成する団体が補助金の交付の申請をする場合にあつては、当該団体を含む。以下同じ。）が設置管理する建物であること。

イ 会議室等の地域住民のコミュニティ活動をすることができる機能を有していること。

ウ 地域住民が継続的に使用できること。

エ 神社仏閣等の宗教に関連する機能を備えていないこと。

(2) 設置等事業 次に掲げるいずれかに該当する事業をいう。

ア 新築又は改築に要する主体工事（建物の基礎、躯体、屋根、外壁その他仕上げ部分に係る工事をいう。以下同じ。）及び附帯工事（電気、ガス、給排水、冷暖房（備品を除く。）に係る工事をいう。以下同じ。）並びに既存の建築物の取得を行う事業

イ 既存の集会所の修繕、模様替、増築、排水設備の新設又はトイレ洋式化の工事を行う事業

(3) 新築 建築物のない土地に、新たに建築物を建築することをいう。

(4) 改築 建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等により滅失した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異なる建築物を建てることをいう。

(5) 修繕 建築物の性能又は品質が劣化した部分を既存のものと概ね同じ位置に、概ね同じ形状、寸法及び材料を用いて造り替え、性能又は品質の回復を図ることをいう。

(6) 模様替 建築物の性能又は品質が劣化した部分を既存のものと概ね同じ位置並びに構造、規模及び機能の同一性を損なわない範囲で改造し、性能又は品質の向上を図ることをいう。

(7) 増築 既存建築物を建て増しすることをいう。（別棟となる場合を除く。）

(8) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備又は弘前市農業集落排水処理施設条例（平成18年弘前市条例第175号）第2条第4号に規定する排水設備をいう。

(9) 補助事業 集会所に係る設置等事業であつて次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の実支出額の

合計額が500,000円以上であること。ただし、トイレ洋式化の工事にあつては補助対象経費の実支出額の合計額が200,000円以上、排水設備の新設の工事にあつては費用の条件を設けないものとする。

イ 補助金の交付決定以後に行われる事業であつて、令和8年度内に完了するものであること。

ウ 過去に市から補助金と同種の補助金等の交付を受けて集会所の新築若しくは改築又は既存の建築物の取得（以下この号において「過去の補助事業」という。）をしたものが第2号アに規定する事業を実施する場合は、過去の補助事業を実施した年度の末日から24年以上経過していること。ただし、災害等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

エ 過去の補助事業を実施したものが第2号イに規定する事業を実施する場合は、当該過去の補助事業による新築若しくは改築をした年度の末日から15年以上経過していること又は当該過去の補助事業により取得した建築物の築年数が15年以上経過していること。ただし、災害等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

オ 市の他の補助金等又は国、県その他の機関からの補助金等の交付を受けた、又は受ける見込みでないこと。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、町会とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象経費は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であつて、工事費（備品に係る経費を除く。）又は取得費（用地買収費及び事務費を除く。）とし、補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第2号アに規定する事業 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該得た額に1,000円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。）又は5,000,000円のいずれか少ない額。

(2) 第2条第2号イに規定する事業 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額又は2,500,000円（当該工事を行う年度から起算して過去10年間の間において当該工事に係る補助金の交付を受けたことがあるときは、当該補助金の額の合計額を控除した額）のいずれか少ない額。

2 第2条第2号アに規定する事業のうち、新築に要する主体工事及び附帯工事並びに既存の建築物の取得を行う事業を補助事業とする場合にあっては、本年度において、同号イに規定する事業に係る経費は補助対象経費とならないものとする。

3 前2項の場合において、集会所に共用部分が含まれるときの補助対象経費は、次に掲げる式によって算定した値を乗じて得たものとする。

$$\frac{\text{集会所（共用部分を除く。）の面積}}{\text{集会所（共用部分を除く。）の面積} + \text{屯所その他の施設（共用部分を除く。）の面積}} \times \text{集会所（共用部分を除く。）の面積}$$

（交付申請）

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 会議録の写し等総会において補助事業の実施について住民の同意がとれていることがわかるもの
- (4) 見積書

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 給水装置工事については、弘前市水道事業給水条例（平成18年弘前市条例第178号）第6条第1項に規定する指定給水装置工事事業者に行わせること。
- (5) 排水設備等の新設等の工事の施行については、弘前市下水道条例（平成18年弘前市条例第172号）第6条第1項又は弘前市農業集落排水処理施設条例（平成18年弘前市条例第175号）第7条第1項に規定する排水設備工事事業者のいずれか適切な者に行わせること。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (7) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）

- (2) 収支決算書（様式第10号）
 - (3) 領収書、受領書等支払を証明するものの写し
 - (4) 工事写真（工事又は修繕を実施した場合に限る。）
 - (5) 建物全部事項証明書（既存の建築物を取得した場合に限る。）
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第6条第6号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）とする。

（財産の管理及び処分）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 規則第20条ただし書きの市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 市長は、補助事業者が、屯所その他の施設の利用者に対し、当該施設の設置目的の範囲内に限り共有施設を使用させることを承認する。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。
- 3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者名

令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金交付申請書

令和8年度において実施する町会集会所設置等事業について補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

金 円

2 補助金の額の算定根拠

補助対象経費 円 × 1 / 2 = 円 (千円単位)

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 会議録の写し等総会において補助事業の実施について住民の同意がとれていることがわかるもの
- (4) 見積書

備考

- 1 代表者名は署名してください。代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：市民生活部市民協働課
電話：0172-40-0384

事業計画書

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の概要（実施計画、事業内容）
- 4 補助事業実施場所
- 5 補助事業の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

- 6 補助事業の遂行により予想される成果（過去において同様の補助金の交付を受けたことがある場合は、当該補助金に係る補助事業により生じた成果も併せて記載すること。）
- 7 補助事業に関する法令等
- 8 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

収 支 予 算 書

1 収 入

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
自己資金				
計				

2 支 出

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
事業費				
計				

備考

- 1 摘要欄には本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
補助事業者 団体名
代表者名

令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘 収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円
- 4 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由
- 5 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考

- 1 代表者名は署名してください。代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：市民生活部市民協働課
電話：0172-40-0384

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
補助事業者 団体名
代表者名

理由書

令和 年 月 日付け弘 収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を行うに当たり、工事の施工を市内業者に発注しないこととしたいので、令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金交付要綱第6条第3号の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業の名称	
工事の施工の内容	
業者名	
業者住所	
施工額等	
理 由	

備考 代表者名は署名してください。代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：市民生活部市民協働課
電話：0172-40-0384

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
補助事業者 団体名
代表者名

令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘 収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた
下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助
金交付要綱第6条第6号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円
- 4 補助事業を中止（廃止）する理由
- 5 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考 代表者名は署名してください。代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：市民生活部市民協働課
電話：0172-40-0384

団体名
代表者名 様

弘前市長 印

令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の額 _____円

3 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 給水装置工事については、弘前市水道事業給水条例（平成18年弘前市条例第178号）第6条第1項に規定する指定給水装置工事事業者に行わせること。
- (5) 排水設備等の新設等の工事については、弘前市下水道条例（平成18年弘前市条例第172号）第6条第1項又は弘前市農業集落排水処理施設条例（平成18年弘前市条例第175号）第7条第1項に規定する排水設備工事事業者のいずれか適切な者に行わせること。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (7) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

4 その他

- (1) 令和 年 月 日までに令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金請求書（様式第12号）を市長へ提出してください。
- (2) 補助事業者は、令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和14年3月31日まで保管してください。

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
補助事業者 団体名
代表者名

令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘 収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 _____ 円

3 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円

4 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 領収書、受領書等支払を証明するものの写し
- (4) 工事写真（工事又は修繕を実施した場合に限る。）
- (5) 建物全部事項証明書（既存の建築物を取得した場合に限る。）

備考

- 1 代表者名は署名してください。代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：市民生活部市民協働課
電話：0172-40-0384

事業実績書

1 補助事業の名称

2 補助事業の遂行の概要

3 補助事業の期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

4 補助事業遂行による成果

5 その他

収 支 決 算 書

1 収 入

(単位：円)

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
自己資金				
計				

2 支 出

(単位：円)

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
事業費				
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分るようにしてください。

弘 収 第 号
令和 年 月 日

団体名
代表者名 様

弘前市長 印

令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額(a)	交付済額(b)	差額(a) - (b)
円	円	円	円

備考

- 1 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和14年3月31日まで保管してください。
- 2 後日、市長は上記1に記載する書類等の提出を求め、又は検査することがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：市民生活部市民協働課
電話：0172-40-0384

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
補助事業者 団体名
代表者名 印

令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け弘 収第 号をもって補助金の交付決定の通知（補助金交付額確定の通知）を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び令和8年度弘前市集会所設置等事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 補助金の名称 令和8年度弘前市町会集会所設置等事業費補助金
- 3 補助金の交付決定額 _____ 円
- 4 補助金の交付確定額 _____ 円
- 5 振込口座
 - (1) 金融機関及び支店名
 - (2) 口座番号
 - (3) 口座名義人

備考 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：市民生活部市民協働課
電話：0172-40-0384